

分任契約担当官  
陸上自衛隊小倉駐屯地  
第366会計隊小倉派遣隊長 丹野 里紗

## 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 事業系一般廃棄物収集運搬処理（事業系）ほか2件
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 納 期 令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）
- (4) 履 行 場 所 陸上自衛隊小倉駐屯地・陸上自衛隊富野分屯地

#### 2 競争参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一において、「役務の提供」で「D」以上の等級に格付された競争参加資格を有する者であること。（資格審査結果通知書（写し）を入札日時までに提出すること。）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

#### 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小倉駐屯地第366会計隊小倉派遣隊事務室及び  
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ  
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

#### 4 競争執行の場所及び日時

陸上自衛隊小倉駐屯地第366会計隊小倉派遣隊入札室  
令和5年3月8日（水）10時00分

#### 5 保証金

- (1) 入札保証金：免除  
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除  
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額中、未履行部分の100分の10以上を違約金として徴収する。

#### 6 落札決定方式

予定数量×単価（予定総価）により決定するものとし、当方所定の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。  
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の消費税等相当額を除いた金額（税抜額）を入札書に記載すること。  
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

#### 7 契約書作成の要否

落札決定後、遅滞なく作成する。なお、契約書は陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式及び当該契約形態に応じた契約条項に基づき作成するものとする。

#### 8 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 9 その他

- (1) 入札及び契約心得を了承の上、入札に参加すること。
- (2) 郵便により入札する場合は、3月7日（火）の12時までに必着するように郵送すること。  
再度入札となった場合は別途連絡する。
- (3) 入札に関する事項について委任を受け入札に参加する者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 公告掲示場所  
北九州商工会議所、第366会計隊（福岡）、第366会計隊飯塚派遣隊（飯塚）、  
第366会計隊小倉派遣隊（小倉）の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ  
(<https://www.mod.go.jp/gsdwae/info/nyusatu/wa-fin/>)
- (5) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒802-0841  
福岡県北九州市小倉南区北方5-1-1  
陸上自衛隊小倉駐屯地  
第366会計隊小倉派遣隊契約班 担当：川添  
TEL 093-962-7681 内線（347）  
FAX 093-962-2719
- (6) 品名・規格に関する問い合わせ先
  - ・事業系一般廃棄物収集運搬処理(事業系)（ビン・缶等）  
陸上自衛隊小倉駐屯地  
小倉駐屯地業務隊管理科営繕班 担当：梅村  
TEL 093-962-7681 内線（317）
  - ・一般廃棄物収集運搬（残飯、残菜等）  
陸上自衛隊小倉駐屯地  
小倉駐屯地業務隊補給科糧食班 担当：杉村  
TEL 093-962-7681 内線（351）

# 仕 様 書

件 名	一般廃棄物収集運搬処理（事業系）	作成年月日	令和5年2月9日
		作成部隊	小倉駐屯地業務隊管理科

## 1 適用範囲

本仕様書は小倉駐屯地及び富野分屯地から排出される一般廃棄物の収集運搬処理に適用する。

## 2 搬出場所

- (1) 福岡県北九州市小倉南区北方5-1-1 陸上自衛隊 小倉駐屯地
- (2) 福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地 陸上自衛隊 富野分屯地

## 3 役務期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 4 排出予定数量

月平均5,000kg程度

## 5 一般事項

- (1) 収集運搬処理するゴミの種類は、事業系一般廃棄物とする。
- (2) 事業系一般廃棄物の収集運搬日は、祝祭日を除く毎週月曜日と木曜日の12時までとする。祝祭日の場合は翌日に収集運搬すること。
- (3) 一般廃棄物搬出の際は、係官立会のうえ搬出すること。
- (4) 搬出時において、ゴミ集積場の風紀及び衛生管理上、収集後は積み残しのないよう十分な注意を払うこと。また、一度に積込が出来ない場合は再度積込に来ること。
- (5) 一般廃棄物の処理は、市処理施設へ搬入し処分すること。また、搬入後は速やかに計量伝票を官側に提出すること。
- (6) 一般廃棄物の収集・運搬を行う者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第7条の許可を受けたものとする。
- (7) 収集運搬時に万一事故が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (8) 請負者は仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、契約担当官等と協議しその指示に従うこと。

# 仕 様 書

件 名	一般廃棄物収集運搬処理(缶・ビン等)	作成年月日	令和5年2月9日
		作成部隊	小倉駐屯地業務隊管理科

## 1 適用範囲

本仕様書は小倉駐屯地及び富野分屯地から排出される缶・ビン等の収集運搬処理に適用する。

## 2 搬出場所

- (1) 福岡県北九州市小倉南区北方5-1-1 陸上自衛隊 小倉駐屯地
- (2) 福岡県北九州市小倉北区大字富野官有無番地 陸上自衛隊 富野分屯地

## 3 役務期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 4 排出予定数量

月平均740kg程度

## 5 一般事項

- (1) 収集運搬処理するゴミの種類は、缶、ビン及びペットボトルとする。
- (2) 缶・ビン等の収集運搬日は、祝祭日を除く毎週水曜日の12時までとする。祝祭日の場合は翌日に収集運搬すること。
- (3) 缶・ビン等搬出の際は、係官立会のうえ搬出すること。
- (4) 搬出時において、ゴミ集積場の風紀及び衛生管理上、収集後は積み残しのないよう十分な注意を払うこと。また、一度に積込が出来ない場合は再度積込に来ること。
- (5) 缶・ビン等の処理は、市処理施設へ搬入し処分すること。また、搬入後は速やかに計量伝票を官側に提出すること。
- (6) 一般廃棄物の収集・運搬を行う者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第7条の許可を受けたものとする。
- (7) 収集運搬時に万一事故が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (8) 請負者は仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、契約担当官等と協議しその指示に従うこと。